

十朋亭維新館 指定管理者募集要項

令和5年6月

山口市 交流創造部 文化交流課

山口市では、この度山口市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年山口市条例第13号）及び十朋亭維新館設置及び管理条例（平成30年山口市条例第18号）に基づき、次のとおり十朋亭維新館の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照のこと）

(1) 名称

十朋亭維新館

(2) 所在地

山口市下堅小路112番地

(3) 施設の設置目的等

史跡十朋亭等を活用し、幕末・明治維新に関する歴史資料(以下「資料」という。)の展示や、市民の歴史・文化を通じた幅広い交流の促進を図り、もって貴重な歴史資源の次代への保存及び文化の向上に資するため、十朋亭維新館(以下「維新館」という。)を設置する。

(4) 開館時間等

① 開館時間

午前9時から午後5時まで

② 休館日

ア 毎週火曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以降の日であって当該休日に最も近い休日でない日）

イ 12月29日から翌年1月3日まで

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照のこと）

(1) 十朋亭維新館設置及び管理条例（以下「十朋亭維新館設置条例」という。）第3条に規定する事業の実施に関すること。

(2) 十朋亭維新館設置条例第10条に規定する利用料金の徴収、第11条に規定する利用料金の減額または免除及び第12条に規定する利用料金の還付その他利用料金に関すること。

(3) 十朋亭維新館の施設及び附属設備の維持及び修繕に関すること。

(4) その他業務に関して市長が必要と認めること。

3 指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までとします。ただし、市の指示に従わない場合や、個人情報等の取り扱い等、市が定めた管理運営の基準を継続して満たすことができないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 地方自治法第92条の2及び第142条並びに第166条の規定に該当しないこと。
- (4) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (7) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (8) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。
- (9) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にない団体であること。
- (11) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者として登録を受けている又は登録を受ける予定の団体等であること。

5 募集日程

(1) 募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和5年8月1日（火）～9月22日（金）
午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く）
- ② 配布場所 山口市交流創造部文化交流課
山口市亀山町2番1号 山口市役所3階
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市のウェブサイトにも掲載しています。

(2) 現地確認の実施

十朋亭維新館の現地確認を希望する場合は、必要事項を明記の上、事前にFAX又は電子メール（様式任意）にて申し出ること。

日程等詳細については、追って連絡します。

- ① 必要事項 「十朋亭維新館現場確認希望」と明記し、・団体名・代表者名・電話番号（緊急連絡先を含む）を記載すること。
- ② 申出期限 令和5年9月22日（金）正午まで

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和5年8月1日（火）～9月1日（金）まで

最終日は午後5時まで

- ② 受付方法 質問書に記入の上、FAX又は電子メールで提出してください。
FAX 083-934-2670
E-mail bunka@city.yamaguchi.lg.jp
- ③ 回答方法 随時、市のウェブサイトで回答します。個別には行いませんので、応募者で必ず回答を御確認ください。

(4) 申請書の受付

- ① 受付期間 令和5年9月4日(月)～9月22日(金)まで(受付期間最終日の、午後5時15分までに必着のこと。)
- ② 提出場所 山口市交流創造部文化交流課
〒753-8650 山口市亀山町2番1号
電話 083-934-4155

③ 提出書類

ア 指定申請書(別記様式1)

なお、共同企業体で応募する場合は、次の書類も添付してください。

- ・共同企業体協定書
- ・委任状

イ 事業計画書(別記様式2、3-1、3-2)

ウ 収支予算書(別記様式4)

エ 定款、寄付行為、規約またはこれらに類する書類

オ 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本

その他の団体にあっては、当該団体の概要書(別記様式5)

カ 市が交付する滞納のないことの証明

キ 過去に指定管理者の指定を受けたことがある者については、その実績が分かる書類

ク 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らかにする書類

ケ 労働者災害補償保険に加入していることを証する書類(従業員を雇用していない事業者は除く)

コ 指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表者及び役員全員の名簿(暴力団排除に係る資格審査のため)(別記様式6)

サ 学芸員資格を証する書類の写し並びに博物館等での学芸員としての実績(展示等の企画に関するもの)が確認できる書類

シ その他市長が必要と認める書類

④ 提出部数 正本1部及び副本(正本のコピー)10部(原則A4縦型)

※各部とも上記③の順に整えてインデックスを貼ってください。

※原則A4縦型とし、ファイルに綴じて提出ください。

※ファイルの表紙及び背表紙に「十朋亭維新館指定管理者申請書」並びに団体名を明記してください。

- ⑤ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAXでの提出は認めません。郵送の場合には、書留郵便により提出期限までに必着のこと。

6 選定方法

指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各委員が別紙「審査項目・審査内容」に沿って採点した評価値をもとに、必要最低限の選定基準を満たした上で、最も高い採点をした委員の人数が多い申請者（複数ある場合は、そのうちの各委員の採点の合計点が最も高い申請者。合計点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した申請者）を、指定管理者候補者として選定します。

7 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 指定管理料予定額を上回る指定管理料で提案があったとき
- (5) その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの

9 ヒアリング

令和5年10月中下旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

10 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、ホームページで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、応募された団体全ての名称を公表し、指定管理候補者及びその他の団体について、選定結果の概要（採点結果）等を公表します。

11 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和5年12月山口市議会の議決を経て決定（指定）されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

12 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか申請者の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより申請者に不利益を与えるおそれがある情報については、申請者の意見を聴いて公開の可否を判断します。

なお、上記に関わらず指定管理者候補者に選定された申請者が提出した事業計画書及び収支予算書については、原則として公開します。

また、毎年度、市に提出される事業報告書についても同様の扱いとします。

1.3 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) やむを得ない理由により、応募を辞退する場合は、応募辞退届（任意様式）を提出してください。
- (3) 共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で応募することはできません。また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。
- (4) 収支予算書の作成にあたっての消費税率は10%としてください。
- (5) 選定のための審査は、事業計画書等の各項目内に記載された内容で審査します。該当項目外に記載された内容、様式の項目の加除または順番を変更された場合は評価しませんので注意してください。なお、事業計画書にはページを付してください。

1.4 添付書類

- (1) 指定申請書（別記様式1）
- (2) 事業計画書（別記様式2、3-1、3-2）
- (3) 収支予算書（別記様式4）
- (4) 滞納のないことの証明書
- (5) その他の団体の概要書（別記様式5）
- (6) 誓約書・名簿（別記様式6）
- (7) 質問書
- (8) 十朋亭維新館指定管理者仕様書

※共同企業体として応募される場合は、上記のほか共同企業体協定書、委任状が必要となりますので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先 山口市交流創造部文化交流課 歴史文化のまちづくり推進室 担当：柳本、山村 電話 083-934-4155 FAX 083-934-2670 E-mail bunka@city.yamaguchi.lg.jp
--

別紙：十朋亭維新館指定管理者候補者選定審査項目・審査内容

審査項目	審査内容
1 利用者の公平性・平等性の確保 【10点】	
①公の施設を管理運営するにあたっての基本的な考え方	・公の施設の管理・運営にふさわしい管理運営方針及び理念を持っているか。
②利用者の公平・平等な利用を確保するための方策	・利用者からの要望対応が適切に実施できる見込みがあるか。 ・提案された事業内容等に、一部の市民や団体に対して不当に利用を制限、優遇するものがないか。 ・障がいのある方が利用される際に、障がいに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。
2 施設の効用の最大限の発揮 【35点】	
①施設管理の運営方針	・施設管理にあたり、運営方針が適正かつ明確にとられているか。 ・実現可能な運営方針が提案されているか。
②利用促進に向けた方策	・利用者増加を図るための具体的手法は適切か。 ・利用促進のための方策が提案されているか。
③受託・自主事業の展開	・施設の特性を生かした受託・自主事業が提案されているか。
④利用者ニーズの把握とサービス向上のための方策	・利用者ニーズの把握、サービス向上に係る具体的な手法が提案されているか。
⑤苦情対応のための方策	・苦情等トラブルに的確かつ柔軟に対応できる体制がとられているか。また、対応方法について具体的な提案がなされているか。
3 管理運営費の縮減 【20点】	
①施設維持管理のための方策	・施設維持管理(施設管理・植栽管理・備品管理等)の具体的手法は適切か。
②施設修繕に対する方針及び対応	・施設修繕に対する明確な方針があり、適切な修繕が可能か。 ・修繕費が適正に見積もられているか。
③効率的・経済的な施設管理	・効率的な管理運営のための創意工夫が見られるか。
④収支予算書の妥当性	・収支計画は適正に見積もられているか。実現可能なものとなっているか。
4 施設管理を安定して行う人的、財政的基盤 【25点】	
①適切な職員体制	・業務遂行に適した職員の配置、職務分担がなされているか。 ・適切な勤務ローテーションが提案されているか。 ・事業企画のノウハウを有する職員がいるか。
②職員の指導育成・研修体制	・より良いサービスの提供に向けて、職員の資質の向上に係る取組が計画されているか。
③安定した管理を行うための財政的基盤	・財務状況・経営基盤は健全か。
④危機管理・安全管理体制	・防犯、防災等の予防活動に関する考え方や体制整備がなされているか。 ・防犯、防災、災害発生時等の危機管理のあり方を理解しており、具体的な対応策があるか。
⑤個人情報情報の取扱い方針及び具体的手法	・個人情報保護について十分な配慮があり、必要な措置を講ずる提案となっているか。
5 市の施策への貢献度 【10点】	
①市の施策に配慮した事業活動の提案及び実績	・市の施策を踏まえた具体的提案及び実績があるか。 ・市の環境施策を踏まえた方針や、その他環境配慮への活動が提案されているか。
②地域団体等との連携	・地域活性化に向けた熱意が感じられる団体であるか。 ・地域の関係団体等との連携・協働を行っているか。

※【 】は配点